

答申第 577 号

平成 25 年 5 月 29 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 24 年 7 月 26 日付けで諮問された土地買取希望申出書一部非公開の件
（諮問第 629 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

土地買取希望申出書を一部非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、平成22年度及び平成23年度に、他の地方公共団体の長を経由して神奈川県知事（以下「知事」という。）に提出されたすべての公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）に基づく土地買取希望申出書（以下「本件行政文書」という。）について、知事が、平成24年7月17日付けで、一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号該当の点について

（ア）公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとするが、おそれについて合理的理由説明がない。

（イ）公拡法第5条に定める買取りの申出手続の趣旨からすれば、買い取ってほしいと申し出る者に届出を義務付けるのは、当該地方公共団体等が先買権を行使する機会を確保するためであり、当該地方公共団体等が先買権を行使すべきか否かの判断に当たっては、本件行政文書に記載されている買取り希望価額（以下「希望価額」という。）が参考情報と考えられる。

（ウ）したがって、当該地方公共団体等が先買権を行使した場合のみならず、たとえ先買権を行使せず、買い取りに至らなかった場合であっても、当該先買権を行使しなかった判断が妥当であるか等、行政の透明性を確保するという点で、公開することの公益性が高いと認められるので、希望価額について、公開とすべきである。

（エ）個人情報公開を意識して求めているわけではないが、公拡法の届出を行えば免税のメリットがあるから、結果的に個人情報が公開されても

仕方がない。公拡法に絡んでいるから、個人情報はないに等しい状況だと思っている。

(オ) 平成22年5月31日付け行政文書一部公開決定（以下「前回一部公開決定」という。）に基づく公開の際には、土地有償譲渡届出書の「譲渡予定価額」及び土地買取希望申出書の「買取り希望価額」（以下「価額」と総称する。）は公開されていた。情報公開の取扱いは行政の継続性の上からも、一件の特異事例をもって、価額を非公開処分には裁量行政に当たり不当である。

イ 条例第5条第2号該当の点について

(ア) 公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報の「おそれ」について、法的に保護に値する蓋然性が要求されるものであるが、その合理的理由説明がない。

(イ) 上記ア（イ）、（ウ）及び（オ）のとおり、希望価額について、公開とすべきである。

ウ その他

(ア) 他の地方公共団体の情報公開審査会では、「譲渡予定価額」について公開すべきと判断された。神奈川県（以下「県」という。）も、公開するとの取扱いをすべきではないか。

(イ) 県が非公開にしたので、他の地方公共団体が非公開にした。他の地方公共団体への影響を考えて、価額を公開すべきである。

3 実施機関（政策局地域政策部土地水資源対策課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

土地買取希望申出書は、公拡法第5条第1項に基づき、都市計画区域内の100㎡以上の土地を所有する者が、地方公共団体等に対して、自主的に当該土地の買取り希望を申し出るもので、当該土地の所在する地方公共団体の長を経由して知事に提出される。

本件行政文書は、平成22年度及び平成23年度に、他の地方公共団体の長を経由して知事に提出されたすべての文書である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 本件行政文書のうち、「申出をする者」（以下「申出者」という。）、
「土地に関する事項」、「当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項」（以下「工作物に関する事項」という。）及び「その他参考となるべき事項」（以下「参考事項」という。）の欄で非公開とした情報については、申出者が個人の場合には、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断し、非公開とした。

イ 価額については、前回一部公開決定の際には、公開としているが、その後、同一文書について、地番を特定した上での行政文書の公開請求があり（以下「二次公開請求」という。）、二次公開請求の対象文書と前回一部公開決定した文書を付け合わせた場合、収受印、筆跡等から情報を符合され、結果として、特定の個人又は法人の記載した価額が明らかになるおそれがあることが判明した。二次公開請求の際、存否応答拒否の可能性も踏まえて検討したが、土地登記簿謄本と照合すると土地所有者情報は分かるので、ただし書イに該当すると判断し、公開した。

そのため、当課では、価額については、どのような情報公開請求に対しても県が保護すべき「個人情報」又は「法人情報」に当たるとして、非公開とする方針を定めた。

今回の一部公開決定は、この方針に基づき判断したものである。

ウ したがって、本件行政文書の希望価額は、申出者が個人の場合は、氏名等の個人情報が非公開の場合でも、それ以外の部分の情報と容易に取得し得る他の情報とを照合することにより、特定の個人が識別できるものであることから、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であり、条例第5条第1号に該当し、かつ、同号ただし書きアからエまでのいずれにも該当しないものと判断し、非公開とした。

(3) 条例第5条第2号該当性について

ア 申出者が法人の場合、法人名等の法人情報、「土地に関する事項」、「工作物に関する事項」及び「参考事項」は、当該法人が所有する土地の売却を希望しているという経営方針に関する情報であり、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある

ることから、条例第5条第2号に基づき、非公開とした。

イ また、希望価額については、法人名等の法人情報が非公開の場合でも、それ以外の部分の情報と容易に取得し得る他の情報とを照合することにより、法人名等が明らかになり、当該法人の経理・財務状況等に関する情報である希望価額を公開することにより、法人の財務状況等が探知されるおそれがあることから、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断し、非公開とした。

ウ 以上のことから、本件行政文書のうち非公開とした情報は、条例第5条第2号に該当し、かつ、同号ただし書に該当しないものと判断し、非公開とした。

(4) その他

ア 公拓法第7条において、地方公共団体等は地価公示価格法に定められた公示価格を規準として算定した価格で買い取るべき旨が規定されているため、価額は、買取り希望を行う地方公共団体等にとっての単なる参考情報にすぎない。

イ 他の地方公共団体の情報公開審査会では、一般的な取引価格は推測可能であり、譲渡予定価額も、これを参考にして設定されるのだから、譲渡予定価格を非公開にする必要なしと判断されたが、理解しかねる。

ウ 県の情報公開条例と他の地方公共団体の情報公開条例は別物である。県は、県としての判断で運用しているので、他の地方公共団体は、それぞれ自立性を持って判断すべき問題である。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それら聴取の結果も踏まえて、次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成22年度及び平成23年度に、他の地方公共団体の長

を經由して知事に提出された公拓法第5条第1項に基づくすべての土地買取希望申出書である。

(3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報のもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 「申出者」欄の情報である氏名（印影を含む。）、住所及び電話番号は、特定の個人が識別できる情報であるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(ウ) 個人に係る「土地に関する事項」、「工作物に関する事項」及び「参考となる事項」の欄のうち非公開とした情報は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であり、同号本文に該当すると判断する。

(エ) 個人に係る「希望価額」は、申出者の氏名等特定の個人が識別できる情報を非公開とした場合には、本件行政文書のみでは特定の個人の財産及び所得等が判明する情報とは認められない。

しかし、実施機関が説明するように、既に公開した資料や容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得ることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 本件行政文書は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」と認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

(ア) 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

(イ) 「申出者」欄の情報である法人名（印影を含む。）、住所及び電話番号並びに法人に係る「土地に関する事項」、「工作物に関する事項」及び「参考となる事項」の欄のうち非公開とした情報は、当該法人が所有する土地の売却を希望しているという経営方針に関する情報であるため、公開することにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

(ウ) 法人に係る「希望価額」は、専ら法人内部の管理事項に属する情報である法人の財産処分の意向であって、公開することにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には例外的に公開できると規定している。

(イ) 法人に係る本件行政文書のうち非公開とした情報は、前記ア（イ）及

び（ウ）で述べたとおり、法人等が事業活動を行う上での内部管理事項に属する情報等であり、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であるとは認められないことから、同号ただし書に該当しないと判断する。

（５）実施機関の定めた公開・非公開の判断方針について

実施機関は、価額について、情報公開請求に対する公開・非公開を判断する方針を定め、いかなる請求に対しても非公開としていると説明している。

情報公開請求に対する公開・非公開の決定は、条例に基づき個々の案件ごとに行われるものであるが、価額については、複数の情報公開請求の組合せにより、非公開情報が結果的に明らかになることが容易に予想されることから、上記のような取扱いを原則とすることは妥当であると認められる。

（６）その他

ア 不服申立人は、行政のチェックのために希望価額を公開すべきであると主張しているが、条例に基づく情報公開制度は、県政に関する情報の公開の総合的な推進により、公正で開かれた県政の実現を図ることを目的としているものの、条例第５条各号の定める事由に該当する場合には、情報の公開をすることができない。公開される情報を県政検証の材料として利用することを考えている場合であっても、このことは変わることはなく、条例が除外規定としている「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる」場合などを除き、情報の利用目的を考慮して、公開・非公開の判断をすることはできない。

イ また、不服申立人は、県が同一項目の情報を以前に公開したことがあると主張するが、公開・非公開の判断は案件ごとに行うものであり、一度公開したことがあることをもって、同一項目は公開すべきという不服申立人の主張は採ることができない。

ウ 不服申立人は、価額が、他の地方公共団体の情報公開審査会で、特定の請求案件において公開と判断されたと主張しているが、そのことは、他の審査会の特定の案件に対する１つの判断であり、当審査会の判断を左右す

るものではない。

エ さらに、不服申立人は、他の地方公共団体への影響を考慮すべきと主張するが、情報公開条例の運用は、各地方公共団体が独自に判断すべき問題であり、他の地方公共団体への影響を考慮して行うものではない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年7月26日	○ 諮問
8月3日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
8月24日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
8月28日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
8月31日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
10月30日 (第122回部会)	○ 審議
11月13日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
11月29日 (第123回部会)	○ 審議
平成25年1月8日 (第124回部会)	○ 審議
2月4日 (第125回部会)	○ 審議
3月25日 (第126回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	部 会 員
柿 崎 環	横浜国立大学教授	
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	会長職務代理者
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴 木 敏 子	横浜国立大学名誉教授	部 会 員
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
堀 部 政 男	一橋大学名誉教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 25 年 3 月 25 日現在) (五十音順)